

松本藩領中入村明和騒動について

高木俊輔

1. はじめに
2. 騒動の経過
3. 騒動の要求内容
4. 騒動の社会的経済的背景
5. 騒動の結末
6. おわりに

1. はじめに

松本藩領における百姓一揆については、貞享3年(1686)の加助騒動、文政8年(1825)の赤衰騒動、慶応2年(1866)の木曾騒動がよく知られているが、これから報告する明和7年(1770)にはじまる筑摩郡山家組中入村の騒動については、ほとんど知られてこなかった。本稿は、松本藩領に起きた百姓一揆の新事例の紹介を意図しているが、できるだけ広く問題を考察していくことにしたい。

今までに、この騒動については、明和元年(1764)閏12月より武蔵・上野を中心として起きた助郷重課に反対した「伝馬騒動」の一環として関説されることがあった。埼玉県在住の北沢文武氏は、その著書『明和の大一揆』において⁽¹⁾、この「伝馬騒動」の処罰者370人余りのうちに信濃関係が17か村77人含まれているとし、松本地方里山辺・入山辺地方の人名が出てくることから、松本藩領にも明和の「伝馬騒動」があったと主張し、長野県下では唯一明和の「伝馬騒動」にふれた藤森一良氏が⁽²⁾、この騒動を更級郡稻荷山で起きたものとしている点を、誤まった解釈をしていると指摘した。

北沢文武氏が示された「伝馬騒動」関係処罰者名簿は、たしかに信濃関係73人(実際には74人記されており、1人は明らかに二重記載)が載っており、村名からみて筑摩郡里山辺・入山辺の村むらであり、松本藩領山家組中入村関係でも7人の名前が出てくる。そして、年寄只右衛門を除く6人(名主戸右衛門、年寄六左衛門

第1表 伝馬騒動の信濃関係者

処罰 内容 村名	役儀 取放	過料 5メ 文	過料 3メ 文	急度 叱り	小 計
橋倉村		1	2	1	4
藤井村		1	3	1	5
南方村	1	(1)	3	1	5(6)
桐原村		2	4	2	8
北入村		1	3	1	5
中入村		1	4	2	7
南小松村		1	2	2	5
北小松村		1	2	1	4
林村	1		2	2	5
新井村		1	2	1	4
湯原村		1	2	1	4
上金井村		1	3	1	5
薄町村		1	3	1	5
兔川寺村			2	1	3
荒町村		1	2	1	4
計	2	13(14)	39	19	73(74)

* () 内はダブル分

・平助、組頭十三郎・久左衛門、百姓代長四郎)は、これから扱う中入村明和騒動の関係者である。この点についてのみ結論的なことを言えば、この処罰は明和3年に実施されたが中入村明和騒動は明和7年にはじまっていること、処罰者名簿の7人は、名主戸右衛門が「過料5メ文」、百姓代長四郎が「急度叱り」であり、残りの5人は「過料3メ文」という軽い処罰であったのに対し、中入村明和騒動は後述するように牢死2人、他に2人の死亡、欠所2人、手鎖十数人という処罰者を出している。中入村明和騒動は、北沢文武氏が力説する「伝馬騒動」とは別の騒動であった、と思われるのである。

私は、松本市域旧農村部の史料で、長野県史刊行会がかつて撮影し写真に焼付けた史料目録の中の、旧山家組中入村の大島為昌氏所蔵文書に「当村徒党日記」⁽⁴⁾があることを発見し、その写真版史料を読みすすめるうちに、この騒動は「伝馬騒動」の一環ではなく、別個に「中入村明和騒動」と名付けることができる騒動であることを確信するにいたった。それでは、中入村明和騒動とはいかなる騒動であったのだろうか。つぎに、騒動の全体的経過、騒動の中で出した要求はいかなるものであったのか、騒動をひき起こすにいたった村落内の条件、などについて検討しながら意義づけを試みたい。さらに、この騒動が今まで何故知られてこなかったのか、という点についても取り扱いたい。依拠する史料は、中入村明和騒動で被攻撃者の立場に立った庄屋の大島家の記録である前出の「当村徒党日記」である。これ以外の記録がない以上、庄屋としての立場からの判断の偏向を補正しつつ、騒動の事実経過を追っていくことにしよう⁽⁴⁾。

2. 騒動の経過

山家組中入村明和騒動の発端は、隣村山家組北入村方騒動からの波及の形をとっている。北入村では、29年間続いてきた庄屋定兵衛の村政に対し、前の組頭市郎右衛門が中心となり、組頭喜太右衛門と中入村組頭久左衛門の「腰押し」により、直接的には定兵衛の行った「地詰」に「高過不足有之」「不得心」である、として不帰依の「郷中騒動」を起こすにいたったのである。定兵衛は、騒ぎを鎮めるために止むを得ないこととして自ら庄屋役を退役し、北入村庄屋役は南方村庄屋弥源次に委任されることになった。この事件の経過に力づけられた中入村では、明和7年(1770)10月より「徒党」の動きをはじめ、つまり庄屋戸右衛門の退役をせまる集会(寄り合い)をもつようになった。戸右衛門の子亀右衛門は「当村徒党日記」において、北入村に発する庄屋リコールの動きは、中入村の「発明ナル出家」徳運寺和尚朴道の「心得違」の「たくみ」によるものであり、中入村組頭久左衛門を庄屋役にすえるための企みであったとしているが、とくべつにこれを直接裏付ける記録はない。

中入村の百姓たちは、明和7年11月2日に同村九平次方に寄合をし、翌明和8年1月6日には、伊勢講と称して村中が庄五郎方に「連判寄合」していることが庄屋に伝えられた。戸右衛門は、村内百姓の動きを下女奉公中の者や諏訪高島藩領板沢村の百姓などに探らせて報告を受けていたのである。戸右衛門は、村びとは「地詰」の件を問題にしてくるとみていたが、1月10日に組頭の十三郎と久左衛門が代表して来て要求したことは、同村秋葉宮普請入用銭割の件であった。翌11日に小前5人が来て、今度は「高違之段いろいろと申」して一日中ねばっており、さらに12日に小前たちは、「村一統之相談=入不申候者へ村八分致ス」と

して強制をとまなり動きに出た(傍点高木)。

中入村では、<庄屋戸右衛門とその子>と厩所と三反田の集落が中心となった<組頭を惣代とする惣百姓>とが対立しあう構図ができていた。「徒党」が進行していることがわかると戸右衛門は病氣と称し、子供の亀右衛門が対応するようになり、庄屋側として決定的な返答を避けた。このような状況の中で、19日には厩所より薄川の上方にあたる栃木沢にかがり火を焚いて「大勢」の集会が開かれた。こうした集会(寄合)をバックにして、惣代にあたる取次組頭としての十三郎と久左衛門が要求を願書の形にして持参するが、庄屋側は受け付けなかった。22日に十三郎・久左衛門の両人は、「御役不相勤儀出来候=付」組頭役御免願いを南方村弥源次に持参するが、弥源次はその任にあらずと断っており、両人は山家組大庄屋藤井助左衛門へ願書を持参する。ここでも庄屋戸右衛門の認印がない書類で願い出ることにはできないと「殊外しかられ」て帰っている。惣代がこのような動きをしている間に、小前の忠助らは「何卒喰物無御座候間少々なりとも是非御借シ被下」度いと庄屋に歎願し、3日後に磯五郎が「忠助殊外難義仕候、初半俵成共銭なり共是非何レ共借用仕度」と申し出、28日にも三反田から願い出るが「ねたりかましき事共申候」としか受けとられず、庄屋代理の亀右衛門は「手前聞請不申」との姿勢を崩さなかった。

これ以後も、組頭主導の動きと小前の磯之丞・忠七ら夫食要求の動きが平行的にあったが、事態は進展をみせていない。2月1日になると組頭の十三郎・久左衛門が、改めて仁兵衛に「ありき」役を定め初12俵を支給することを決めるが、亀右衛門は依然として「其儀相成不申」とする対応しかしていない。そしてこの日、上手町と原の両集落の間にある立石河原にて再び村びとの「寄合」がもたれている。このような状態であったから、2月3日に亀右衛門が庄屋役を正式に「被仰付」て村中へ触が出されても、一人として大島家へお祝いに参上した者はいなかった。

2月9日、中入村では十右衛門ら22人が庄屋宅に参上し、惣百姓の要求という形をとって、十右衛門・源五郎・助右衛門・長四郎・六左衛門・平助・源左衛門らが口頭で願意を説明した。彼らは五人組頭として、百姓たちの「総意」を書面にして歎願することとし、11日に取次組頭久左衛門宅に寄り合い、ここで最終的に歎願書をまとめ上げ、14日に十三郎・久左衛門は大庄屋藤井助左衛門のところへ届けたのである。歎願内容については後で説明するが、歎願項目の実現のため15日には150人余りが一の海集落の上方山細沢口尾根に集結して氣勢をあげた。そして翌16日には松本平の方へ向い、桐原村まで押し出したのであった。この動きを受けて五人組頭16人も大庄屋藤井宅へ参上し、「跡方大勢参り候」として事態の切迫を告げている。

庄屋に対する要求に進展がない中で、小前層が沸騰して押さえようがなくなったというのが実相のようであり、組頭両人は大庄屋に「段々不届千万」と叱責されており、庄屋亀右衛門は「大勢之者共ふちょうほうにこそなれかしと随分つのれかしと思う」とし、大衆行動に入ることによって統制が乱れることを予想していた。17日、18日と組頭や五人組頭が小前一困窮者に鎮静化するよう説得にあたるが、彼らは「得心不仕」沸騰したままであった。

組頭・五人組頭は、庄屋の村政不正を正すことにおいて一致し、戸右衛門の退役とその子亀右衛門への庄屋役の移行にまで持ちこんだが、日常的な村運営にかかわる要求を出す段階で小前層が沸騰する事態にいたり、それは圧力となって支配層を動かす方向に向かったので

はなく、逆に大庄屋や松本藩側から一揆に相当する行為とみなされ、「徒党吟味」を受ける方向へと進んでしまった。折から幕府領における徒党禁令強化の時であり、2月中旬の村中集結が「徒党」とされ、その主謀者は誰かと詮索を受ける事態へと転換してしまった。以上の経過からわかるように、中入村明和騒動は、庄屋の村運営の不正追求にはじまる村方騒動の一種とみなされるが、大衆行動をとまなう動きに沸騰するや「徒党」とされて、後述するように予想以上の犠牲者を生んでしまうのであった。

さて、松本藩の奉行所が小前集結事件の吟味にのり出し、大庄屋藤井助左衛門が実際の取り調べを進めるのだが、それがどのように進められ、事件の処罰はどのように出され、中入村の関係者は最終的にいかなる処分を受けたのか、を事実過程にかぎってまとめておくことにしよう。

2月20日、松本藩の奉行所は、組頭2人、五人組頭16人にそれぞれ判下1人ずつ連れて大庄屋の下へ出頭するように命令し、南方村弥兵衛と桐原村清右衛門が吟味役人に命ぜられ、午前9時から午後7時まで取り調べが行われることになった。翌21日は、五人組頭と判下1人ずつが出頭して取り調べを受けるが、ここで五人組頭16人の連名の願書「箇条書」が取次組頭久左衛門・十三郎名で大庄屋宛に正式に出された。取り調べは、発頭人は誰かということであった。まず、助右衛門・源右衛門・六左衛門が発頭人と目されたが、村方としては終始「発頭人と申者無御座」「村一統之事=候へ者一人立申上事相成不申」と答えるのみであ

第2表 中入村明和騒動の百姓惣代

役職	名前	年令	続柄	処罰内容	摘要
組頭	源右衛門	77	源七父 徳次郎祖父	手鎖・入牢	—
五人組頭	助右衛門	41	甚五右衛門兄	手鎖・入牢	—
五人組頭	六左衛門	37		手鎖・入牢	—
五人組頭	平三郎	69	十右衛門父	手鎖・村預ケ	助三郎預ケ
五人組頭	曾右衛門	59	幸助父	手鎖・村預ケ	善四郎預ケ
五人組頭	源五郎	66	惣七父	手鎖・村預ケ	伊右衛門預ケ
五人組頭	浅右衛門	67		手鎖・村預ケ	久四郎預ケ
五人組頭	孫十	67		手鎖・村預ケ	門平預ケ
五人組頭	彦平	49		手鎖・村預ケ	左兵衛預ケ
五人組頭	孫右衛門	74	磯右衛門父	手鎖・村預ケ	藤八預ケ
五人組頭	庄三郎	76	源左衛門父	手鎖・村預ケ	元兵衛預ケ
五人組頭	長四郎	31		手鎖・村預ケ	仁右衛門預ケ
五人組頭	弥三郎	55		手鎖・村預ケ	—
五人組頭	平助	61		手鎖・村預ケ	小右衛門預ケ
五人組頭	左平次	57		手鎖・村預ケ	次郎右衛門預ケ
五人組頭	清七	64		手鎖・村預ケ	善四郎預ケ
五人組頭	傳六	44	権六の子	手鎖・村預ケ	清之丞預ケ
取次組頭	久左衛門	36			
取次組頭	十三郎	59			

* 年令は、明和8年のかぞえ年

** 摘要の人名には「判下」を省略

った。その後も大庄屋の吟味はつづくが、歎願書の「書主」から発頭人を割り出そうとしたが、これについても話す者は一人もいなかった。3月11日、松本藩郡役所は庄屋、組頭、五人組頭に出頭を命じ、13日には郡役所において吟味を行い、依然として願書の「書主」について答えのない段階で、まず六左衛門が、ついで源右衛門と助右衛門が「手鎖入牢」を申し付けられたのであった。五人組頭の残り14人は13日14日と吟味を受け、十右衛門以下が「手鎖村預ケ」の処分を受けた。それをまとめると第2表の如くなる。

ついで3月15日、勘之丞と又四郎が呼び出され、小前層にも吟味は及んだ。願書の下書を受け取ったルートが克明に追求されていき、最初の手渡人にたどりつけばそれが発頭人となる筈であったが、小前たちも口を割らなかつた。3月から4月と吟味はつづき、4月21日に助右衛門が申し開きできずに頭取とされて入牢、同23日に惣代ではない左(佐)右衛門が筆蹟から願書の下書を手伝ったとして手鎖・村預ケとされた。4月26日は、十右衛門と惣七が取調べに返答しなかつたため白砂(白洲)の柱へ「ひたいを押付足をつま立、足を跡引候へ者半時過きて目を廻ししようを失いたをれ」た、つまり拷問で責めたてられている。この時両者とも持ちこたえて発頭人について返答しなかつたのだが、連日の取り調べに疲れ、晦日に「口書」をとられ、5月3日にまず幸助が願書の書き主が左右衛門であると「申上」ると、再び惣七と十右衛門は拷問を受け、「申上」を強制され、さらに助右衛門も牢から引き出されて責めたてられ、書き主が左右衛門であることを確認してしまう。このようにして5月上旬になると、中入村騒動の主謀者は助右衛門・左右衛門・源右衛門の3人とされた。また、歎願書下書きに手を入れた人物として徳運寺和尚の朴道が呼び出されて吟味を受けている。

郡所(奉行所)では主謀者名を確認してから願書(「箇条書」)の吟味に入った。この具体的な内容については、次節の要求項目の検討で関説するが、結論的にいえば、惣百姓の箇条書に対して前庄屋戸右衛門による反論(「口上之覚」)が出されるが、大部分について申立てが立たず「不埒」とされた。子の亀右衛門らは庄屋などの役職についていたためか、庄屋一族でありながら吟味による追求を受けていない。明和9年に入ると3月12日に源右衛門が、5月10日に平助が牢中で病死しており、その後で事件について再吟味がなされた結果、9月18日に郡所代官による「申渡」があり、事件に一応の区切りがつけられた。

3. 騒動の要求内容

前節の経過をのべたところでは、中入村の百姓たちの要求内容についてはほとんど記してこなかったので、この節ではその点をまとめて検討することにしよう。

組頭十三郎・久左衛門が庄屋戸右衛門のところへ出かけて、秋葉宮普請入用銭村方割について問題にしたのが明和8年1月10日で、翌日は小前5人(磯之丞・市五郎・忠助・市郎兵衛・磯五郎)が「高違」のことを取り上げて庄屋宅に居すわったことは、すでにのべてある。まだこの段階では要求項目がまとまっていなかつたようであるが、2月15日の向山細沢口における集会を経て、同月21日に五人組頭16人を「百姓惣代」として連名でつき出した願書と別紙箇条24か条が、この騒動の要求内容を示している。まず願書である「乍恐奉願上口上之覚」の本文を示し、つぎに24箇条を示してみよう。

「

乍恐奉願上口上之覚

1 当村戸右衛門庄屋御役之節多年ふつゝか成ル取立被致候=付段々村方困窮仕候、中=茂潰レ候者数多ク御座候得共皆々一日暮之渡世仕候者共=御座候得共、卷人立願出候者無御座候而差控罷在候処、去年中被思召儀如何=候哉、秋葉権現へ社建替被致候処、村方へ勿論与頭共一同相談無御座候間、戸右衛門一存を以宮普請=取掛リ候而紛龜右衛門=為手伝、大工同様=作料為取被申候、其上大工扶持方取集メ候=付秋葉社立替被申候儀初而村方之者存知申候、尤社造作入用高金=及折節、旧年大旱魁村方困窮之時極難之者迄権威を以右之入用割付被申候、御年貢之節御役錢等之中敵敷催促被致候得共、困窮年之暮故何分=茂才覚成兼申候、村中相寄候=付其内=茂潰レ候者茂御座候得者其外御未進何ヶ以中々右之入用金出来兼候処、戸右衛門御役位を以非道之趣人々自然与申出候、秋葉権現難有様茂相忘候処=去年中被仰出候御高札之趣奉恐入、如何様=困窮潰レ及候共相慎候様=申合村方一統恐入奉畏候得共、又極月月廻廿八日・大晦日=罷成甚敵敷右之入用金被集メ候=付、村中庄屋元立昼夜被呼付承用意仕候者茂無御座仕合=而大勢之者共荷渡之越年仕候、夫是困窮与申儀茂皆戸右衛門取立強ク平日権威敵敷御座候故、猶又数年來ふつゝか成事共人々差控罷在候処故不得止事奉願上候、尤村方去年中之旱魁不作=付必至と待詰リ恐多ク御座候得共詮方無御座仕合=奉存候、第一戸右衛門儀御聞及茂可被遊御座候、諸事我儘を以取行候へ者右ふつゝか之取集メ被致候而茂其由申者茂無御座、自然一言之儀申出候者御座候得者理不尽=被打擲候者共多ク御座候、其外ふつゝか成ル事茂別紙を以奉願上候、乍恐御慈非を以戸右衛門多年間村方取立之目録諸帳面御取上御吟味被下置候、若相違之趣茂御座候へ被仰付、諸勘定明白=相立村方御百姓相続仕候様=此節之御救と被思召御高察之御哀憐被下置候者難有奉存候 以上」

乍恐箇条之覚

1 夏小役之儀

右者当組他村=例無御座候、何レ之品を被割候哉不つゝか御事

1 寄普請藪高掛錢之儀何し之品=相成候哉諸訳不つゝか御事

1 寄普請人足立被下置候扶持初之儀諸訳不つゝか御事

1 御蔵給初之御事右同断

1 山手大豆之儀

右者卷人分卷升三合宛集メ候、余程過=相見へ申候

1 村ありき二人給初之儀右者村方藪高合何程=相成候哉不つゝか之御事

1 古来卷人=而相濟処近年兩人=被致下男=被召仕其用筋=寄村人足を又々被使、尤給初割り不つゝか御事

1 御蔵屋敷敷式畝廿卷步、右之初如何之品=相成候哉、尤当庄屋時代数度御蔵修復仕候へ共村方持寄仕候へ者無覚束之御事

1 在稗代

右者御上様代金被下置候哉又本高之内=而御引被候哉不つゝか御事

1 御定免被成下候御引箇之分何程=御座候哉村方引高不被為知候御事

1 萩代之儀在稗代同様之趣不つゝか御事

1 御下初右同断之御事

1 御上御役人様方郷中へ御出被遊候節御扶持初之儀如何相成候哉右同断

1 暮之御役錢之御事

右者夏小役錢取集メ候得者暮役錢減少可仕候処ニ猶以他村方過分ニ被取集メ候御事

1 石高廿分一大豆定納仕候

右者本高之外ニ候哉大豆分初御引被下置候哉不ツカ御事

1 茂助屋敷半軒分戸右衛門方ニ而三十年も以前買調候而只今ニ所持仕候、右半軒分之御役郷中ニ而相勤難波仕候御事

1 綿手初之御事

右者初老石分之代老貫八百文ニ壳外ニ四貫弍百五拾文之余被集候得共余程過ニも相見ヘ申候御事

1 十八九年も己前ニ当村古城之跡ヘ秋葉権現之新宮致建立候替村方ヘ相談無之入用金之割賦難波仕候御事

1 慶安年中御竿入之節村方江御祓被下置候門屋敷免余程相知レ不申候茂有之様ニ覺ヘ候御事

1 寄普請儀当村ハ屋丁斗ニ而相勤申候、当組他村例無之郷中難波仕候御事

1 弍十四五年己前里郷之御役人衆被登候而当村新切之内馬草場無之与被申立馬余程被切潰候、其跡段々切掃場所戸右衛門見取御年貢御上様ヘ御定納候哉古竿之内ニも右同断無心元御事

1 家別御頼金之儀 (この項欠落か)

1 先年御頼金被仰付候節も村方之者共相みろひ割賦被致候而御上様江者戸右衛門老人之名前ニ而差上被申候御事

1 六七年茂己前雷雨ニ而厩所ニ而掘押下ケ大川つきうめ其節御殿様御殺生ニ被遊御出候而人足被仰付川尻を掘流候、其節慈悲を以右之人足江金子被下置候様ニ承及候、如何相成候哉一向沙汰無之御事

右之通廿四箇条之諸訳一同相知レ不申候、諸帳面一分之任所存ニ組頭成立会セ不申一存を以被致候故、村方因窮御未進等仕候者多ク出候、極難之御救与思召、御慈悲を以相統御百姓相勤候様ニ御吟味被下候者難有奉存候 以上

明和八年辛卯二月

山家組中入村百姓共

取次百姓 久左衛門

取次百姓 十三郎

藤井助左衛門 殿

2月の五人組頭16人連名による歎願書の要点は、庄屋戸右衛門が去年中秋葉権現社の建替を、村方や組頭一同に相談もなく一存で行い、しかも息子の亀右衛門に手伝わせて大工と同じ料金を支払い、これらの費用（「社造作入用」）を村方に割付けてきた。折しも村方は大旱魃で困窮しており「潰レ」百姓も多く出ている状態で「才覚成兼」ねる。そこへ非道の戸右衛門によるきびしい取り立てが行われた。これこそ戸右衛門は「諸事我儘」、「ふつつか之取集メ」に他ならない。長年にわたる「村方取立之目録・諸帳面御取上御吟味」して欲しい、とするものであった。これは取次組頭により大庄屋藤井助左衛門に提出され、松本藩に届けられて代官藤田次右衛門扱いとなり吟味が行われることになった。

「乍恐箇条之覚」24か条における「惣百姓」の要求は、大別すれば二つにわけられよう。その一つは、村びとの負担に公正さを求めるものである。夏の臨時課役の割り方不明、寄普請銭割り方不審、山手大豆・綿手粃の過分徴集、ありき給粃明細の不詳、秋葉権現建替金割賦難渋、御頼金上納不審などの項目がそれにあたり、百姓としての負担および負担増になるものへの不満・抗議である。こうした要求は一般には支配者に向けられるのだが、ここでは庄屋戸右衛門に集中して向けられている点が特徴的である。その二つは、村内における扶持粃や給粃の配分をめぐるものである。寄普請人足への扶持粃、御蔵給粃、荏稗代金、引箇、萩代、御下粃などで、その村内割りに不正があるとみているのである。

一連の騒動を通じて出された要求内容は、その大部分が庄屋戸右衛門の不正追求に向けられており、中入村明和騒動は村方騒動という性格をつよくもつものであった、といえよう。

4. 騒動の社会的経済的背景

筑摩郡中入村と北入村を含む旧入山辺村は、小県郡と境を接する山懐の村落で、「山間の地なるを以て、薪炭に乏しからずと雖も、田圃の地狭窄にして米穀に乏しく、人口を糊するに不足す」⁽⁶⁾といわれてきた。明治初年に物産として藍玉・木綿絞染・楮紙・葡萄・柿・梅・桃などが書き上げられているが、その生産高は大きくない⁽⁶⁾。「民業」としての特徴は、

「小民の労苦たる一歳中粗糲を喰ひ、鹿服に纏はれ身を泥土に委し、手脚を荆棘に埋み、炎熱雪風も厭はずして、農には鴉声に先ち、夕には星光を戴いて、瘠田の磊礫を穿ち、迫圃の莠葎を鋤す。農間には山野の薪炭を採て市中に鬻ぐ等、鞠躬尽力、未だ曾て生涯半肩の休戚なし。然して一歳の収穫、一歳の経費を償ふに足らず。」

とある⁽⁷⁾。薄川をはさんだ傾斜地に点在する集落によって構成される村であって、新たに田を開いたり、農業生産を向上させることがきわめて困難な地理的条件下にあった。中入村は旧入山辺にあっても北入村より薄川上流にあたり、より生活条件はきびしかった。

中入村の「慶安検地帳」をみると、第3表に示した概要のごとく、田畑は2対5の割合で畑地の方が多い。比較的に田の比率が高いのは耕地が全体として少ない村だからである。畑地でも、下畑・下々畑が多く生産力の低い土地の割合が大きかったこと

第3表 山家組中入村・慶安4年(1651)検地

等級	反別	分粃	(斗代)
田	可反畝 歩	石 斗升合	
上 田	273.14	57.428	(21)
中 田	201.17	38.298	(19)
下 田	278.23	47.390	(17)
下々田	250.00	35.000	(14)
田方計	1003.24	178.116	
畑	可反畝 歩	石 斗升合	
麻 畑	316.06	44.268	(14)
上 畑	202.05	26.282	(13)
中 畑	518.11	57.200	(11)
下 畑	764.26	68.838	(9)
下々畑	481.11	29.882	(6)
屋 敷	203.04	26.408	(13)
畑方計	2486.03	251.698	
田畑計	3489.27	429.814	
内引		71.500*	
残計		358.314	

* 引分内訳

石 斗升合
 61.100 本百姓屋敷引……47軒, a. 1.300
 10.400 門 屋敷引……16軒, a. 0.650

も知られる。それに反して石盛が比較的高く決められており、これが村びとの生活をいっそう圧迫していくのである⁽⁸⁾。田畑合計の石高(分扱高)から本百姓と門百姓の屋敷免計71.5石を引き、その残り分から永荒や荒地引を差引いた残高がその年の年貢納入高になる訳で、江戸中期以降の引高は年々およそ80石であった⁽⁹⁾。

「慶安検地帳」から個人別の集計をしてみると第4表のごとくなる。これは所持面積の大きい順にならべたものであるが、10位くらいまでの百姓に上田・上畑が集中して、下層の者との間に歴然とした較差があった。この村では耕地面積の小さなことが筆数を多くしており、下位の者ほど細分化した耕地でしかも下田・下々田、下畑・下々畑の比率が高い。門百姓は、だいたい44位以下にいるが、長三郎と久蔵は門でも21位、29位におり、比較的多くの土地を所持していた。この時点の門百姓は、全員が田畑を所持しており、内門であったもの

第5表 山家組中入村明和騒動関係者表

名 前	年	続 柄	処 罰	明和7.	明和7.	明和7.
				持高村内	持高・村外	合 計
助右衛門	成42		入牢 欠所 (安永2.5)	石 4.329	石 4.946 林 5.817 上金井	石 15.092
源右衛門	78		入牢 牢死 (明和9.3.12)	1.189	6.448 上金井	7.637
平 助	62		入牢 牢死 (明和9.5.10)	6.274	3.132 兔川寺 4.268 薄町	13.672
六左衛門	38		入牢	3.629	4.858 林	8.487
佐右衛門	33	久左衛門内	入牢 欠所 (安永2.5)	0.0		0.0
浅右衛門	68		手鎖 死亡	7.431		7.431
彦 平	50		手鎖	4.195	5.500 湯原	9.695
磯右衛門	36	孫右衛門 75子	手鎖	3.0669	6.717 南方	9.7839
傳 六	45	権六 56子	手鎖	1.372		1.372
十右衛門	39	平三郎 70子	手鎖	10.999		10.999
惣 七	30	源五郎 67子	手鎖	2.224		2.224
幸 助	33	曾右衛門 60子	手鎖	1.461	2.287 惣社	3.748
長 四郎	32		手鎖	5.936	5.664 北小松 1.948 薄町	13.548
孫 十	68		手鎖	2.033		2.033
弥三郎	56		手鎖	3.279		3.279
清 七	65		手鎖	0.442		0.442
源左衛門	37	庄三郎 77子	手鎖	0.559		0.559
佐平次	58		手鎖	2.158	3.000 薄町 2.242 南方	7.400
助 三郎	45		手鎖	4.261	1.621 林 0.625 北入	6.507

* 年令は明和9年のかぞえ年

** 下線は明和8年2月「百姓惣代」

*** 持高は「当村徒党日記」および明和7年「山家組中入村惣百姓高寄帳」による。

第4表 慶安4年、筑摩郡中入村検地帳

No	名 謂 人 名	筆	上 田	中 田	下 田	下々田	田 計	筆
1	勘戸左 衛門	6	20.01	24.04	0.00	6.10	50.15	19
2	右 衛門	9	20.17	11.27	23.06	1.08	56.28	15
3	小久右 衛門	5	15.06	1.26	7.14	0.00	24.16	21
4	九 兵衛	9	13.09	9.02	7.01	9.07	38.19	17
5	彦八 兵衛	9	0.00	6.03	15.02	5.16	27.11	21
6	平門	10	12.18	24.02	10.16	0.15	47.21	11
7	右 衛門	9	5.28	15.17	2.28	4.21	29.04	15
8	右 衛門	5	0.00	0.00	0.00	30.15	30.15	12
9	右 衛門	5	9.09	6.00	6.12	0.15	22.06	14
10	平助 右 衛門	3	11.06	0.00	0.00	9.22	20.28	15
11	孫九 右 衛門	2	6.08	1.24	0.00	0.00	8.02	23
12	九半 右 衛門	7	10.15	11.02	1.26	13.07	36.02	17
13	庄太	2	15.07	0.00	0.00	0.00	15.07	13
14	茂 郎吉	4	9.29	0.00	15.02	1.10	26.11	13
15	惣九 左 衛門	5	7.13	11.14	4.29	8.24	32.20	15
16	庄右 衛門	4	0.00	0.00	0.00	18.13	18.13	16
17	久与 右 衛門	4	0.00	0.00	7.13	11.00	18.12	15
18	三 衛門	4	0.00	0.00	14.04	3.13	17.17	14
19	左 衛門	8	7.08	13.11	0.00	5.02	25.21	14
20	長惣 左 三 衛門	4	15.26	0.00	4.20	6.27	27.13	15
21	惣左 右 三 衛門	2	7.03	1.10	0.00	0.00	8.13	14
22	孫長 右 三 衛門	6	5.20	5.20	7.13	0.12	19.05	10
23	理曾 右 三 衛門	3	0.00	0.00	0.00	16.12	16.12	7
24	長 右 三 衛門	1	0.00	7.11	0.00	0.00	7.11	8
25	理曾 右 三 衛門	3	16.12	0.00	0.00	0.00	16.12	6
26	理曾 右 三 衛門	8	0.00	4.26	26.19	4.14	35.29	4
27	理曾 右 三 衛門	5	3.12	6.16	7.00	0.10	17.08	8
28	理曾 右 三 衛門	7	0.00	0.00	0.00	11.17	11.17	11
29	理曾 右 三 衛門	3	0.00	0.00	0.00	11.22	11.22	11
30	理曾 右 三 衛門	5	0.00	0.00	9.00	16.17	25.17	4
31	勘源 大 郎	2	0.00	3.26	2.25	0.00	6.21	15
32	勘源 大 郎	5	13.10	9.06	6.05	1.02	29.23	5
33	勘源 大 郎	1	0.00	11.10	0.00	0.00	11.10	7
34	勘源 大 郎	3	0.00	0.00	6.06	1.07	7.13	9
35	勘源 大 郎	0					0.00	10
36	吉半 十 郎	4	0.00	0.00	5.01	7.01	12.02	9
37	吉半 十 郎	2	0.00	0.00	10.00	0.00	10.00	6
38	吉半 十 郎	1	0.00	5.20	0.00	0.00	5.20	10
39	吉半 十 郎	4	8.10	1.15	0.00	3.01	12.26	8
40	吉半 十 郎	2	0.00	0.00	9.08	0.00	9.08	6
41	寛庄 右 衛門	4	0.00	0.00	9.23	1.05	10.28	8
42	寛庄 右 衛門	1	0.00	0.00	1.07	0.00	1.07	8
43	寛庄 右 衛門	6	0.00	0.00	7.04	4.05	11.09	9
44	小藤 三 郎	0					0.00	9
45	小金 三 郎	2	0.00	0.00	0.00	8.10	8.10	9
46	小金 三 郎	5	0.00	0.00	5.12	2.20	8.02	7
47	小金 三 郎	2	0.00	0.00	0.00	3.14	3.14	10
48	小金 三 郎	4	0.00	0.00	11.10	2.19	13.29	6
49	三言 十五 郎	0					0.00	7
50	三言 十五 郎	2	0.00	0.00	8.26	0.24	9.18	5
51	庄三 右 衛門	3	9.09	2.24	0.00	1.00	13.03	4
52	庄三 右 衛門	1	10.10	0.00	0.00	0.00	10.10	5
53	庄三 右 衛門	0					0.00	8
54	庄三 右 衛門	3	4.16	0.00	2.23	0.27	8.06	7
55	庄三 右 衛門	3	4.02	1.12	0.00	1.27	7.29	5
56	権權 四 郎	3	0.00	2.17	2.17	0.14	5.18	4
57	権權 四 郎	0					0.00	6
58	権權 四 郎	0					0.00	5
59	権權 四 郎	0					0.00	7
60	権權 四 郎	1	0.00	0.00	0.00	0.08	0.08	7
61	三善 三 郎	0					0.00	6
62	三善 三 郎	1	0.00	0.00	0.00	0.18	0.18	7
63	三善 三 郎	3	0.00	0.00	7.14	4.08	11.22	2
64	三善 右 衛門	0					0.00	5
65	三善 右 衛門	0					0.00	6
66	三善 右 衛門	0					0.00	5
67	三善 右 衛門	1	9.22	0.00	0.00	0.00	9.22	1
68	三善 右 衛門	0					0.00	4
計		226					1003.24	655

上畑	中畑	下畑	下々畑	麻畑	屋敷	畑計	筆計	田畑合計
0.00	39.01	15.16	16.15	4.12	2.07	77.21	25	128.06
9.01	21.07	14.02	1.24	9.04	7.25	63.03	24	120.01
18.20	39.20	15.19	3.21	7.11	4.27	89.28	26	114.14
0.00	1.25	30.06	17.02	7.16	7.27	64.16	26	103.05
19.08	9.00	19.17	8.28	15.12	2.07	74.12	30	101.23
11.10	6.02	4.02	16.02	4.19	3.05	45.10	21	93.01
11.06	7.04	27.03	0.00	12.08	5.13	63.04	24	92.08
0.00	4.24	33.17	10.12	3.22	7.14	59.29	17	90.14
11.24	6.27	28.08	3.00	2.07	10.23	62.29	19	85.05
1.18	15.13	15.20	16.21	11.14	1.18	62.14	18	83.12
0.00	21.15	24.01	16.17	8.19	4.10	75.02	25	83.04
0.00	4.12	14.01	19.01	0.00	4.10	41.24	24	78.14
4.16	11.26	30.24	1.06	9.29	3.25	62.06	15	77.13
1.12	11.14	16.18	15.09	4.24	1.00	50.17	17	76.28
0.00	9.20	10.03	16.22	3.23	1.24	42.02	20	74.22
0.00	4.14	15.27	19.22	12.00	2.03	54.06	20	72.19
12.14	15.23	21.19	7.07	4.00	4.28	64.01	19	66.01
5.20	24.29	22.15	0.00	8.12	5.10	66.26	18	64.13
2.06	1.15	27.20	1.06	3.10	2.09	38.06	22	63.27
1.24	11.23	12.29	0.15	4.26	3.15	35.12	19	62.25
7.25	8.10	19.20	12.09	2.24	2.06	53.04	16	61.17
0.00	0.00	24.29	10.10	3.24	2.20	41.23	16	60.28
0.00	17.25	5.10	6.00	7.27	5.12	42.14	10	58.16
1.06	7.00	7.22	16.18	6.20	3.14	42.20	9	50.01
0.00	16.28	0.00	4.12	8.22	2.16	32.17	9	48.29
0.00	3.06	0.00	0.19	3.12	5.10	12.17	12	48.16
0.00	7.03	11.19	5.00	3.05	1.20	28.17	13	45.25
3.22	3.22	4.04	12.20	6.23	3.06	34.07	18	45.24
0.00	0.00	11.03	19.18	0.00	3.00	33.21	14	45.13
0.00	0.00	6.20	8.20	0.00	4.00	19.10	9	44.27
0.00	2.03	5.10	17.23	10.18	2.08	38.02	17	44.23
2.18	3.00	1.18	5.10	0.00	2.08	14.24	10	44.17
8.06	12.29	7.23	0.00	0.00	2.00	30.28	8	42.08
0.00	7.26	10.19	3.22	6.26	4.20	33.23	12	41.06
0.00	0.00	20.12	16.25	0.00	3.12	40.19	10	40.19
0.00	2.18	4.04	16.16	1.28	2.18	27.24	13	39.26
0.00	0.00	15.11	6.28	3.22	2.28	28.29	8	38.29
5.18	9.28	5.27	3.17	5.00	1.18	31.18	11	37.08
0.00	3.18	11.28	1.26	3.12	2.17	23.01	12	35.27
8.02	5.25	9.13	0.06	0.00	2.24	26.10	8	35.18
3.06	0.00	6.05	0.00	10.24	2.12	22.17	12	33.05
15.16	4.18	0.00	0.10	8.20	2.20	31.24	9	33.01
1.22	0.00	2.20	3.12	9.26	4.00	21.20	15	32.29
0.00	4.15	16.15	8.01	0.00	3.04	32.05	9	32.05
3.09	5.29	1.26	0.06	7.14	3.08	22.02	11	30.12
0.00	6.01	3.04	0.00	10.20	2.06	22.01	12	30.03
0.00	6.15	10.02	1.00	7.21	1.10	26.18	12	30.02
3.15	2.12	3.18	3.14	0.00	2.16	15.15	10	29.14
0.00	11.08	15.21	1.25	0.00	0.00	28.24	7	28.24
0.00	6.02	0.00	4.14	4.18	2.12	17.16	7	27.04
4.24	5.12	0.00	0.00	0.00	3.02	13.08	7	26.11
1.20	4.00	0.00	5.23	3.29	0.00	15.12	6	25.22
1.26	8.16	7.19	7.03	0.00	0.00	25.04	8	25.04
0.00	0.00	0.00	9.07	3.14	2.28	15.19	10	23.25
0.00	0.00	0.00	3.24	5.26	5.04	14.24	8	22.23
0.00	0.00	0.00	9.24	3.02	3.12	16.08	7	21.26
3.22	3.15	13.06	0.00	0.00	0.21	21.04	6	21.04
0.00	5.10	11.01	4.12	0.00	0.00	20.23	5	20.23
0.00	8.10	0.00	4.06	3.12	4.12	20.10	7	20.10
0.00	2.10	5.05	8.11	1.12	1.26	19.04	8	19.12
0.00	0.00	14.29	0.00	3.20	2.16	18.19	6	18.19
0.00	6.19	1.20	7.19	0.00	0.25	16.23	8	17.11
0.00	0.00	3.20	0.00	0.00	1.18	5.08	5	17.00
0.00	3.27	6.04	1.20	4.29	0.00	16.20	5	16.20
1.04	3.18	0.00	1.19	5.10	2.28	14.19	6	14.19
0.00	4.24	7.23	0.10	0.00	0.28	13.25	5	13.25
0.00	3.26	0.00	0.00	0.00	0.00	3.26	2	13.18
8.05	2.20	0.00	0.00	0.00	1.10	12.05	4	12.05
						2486.03	881	3489.27

第6表 総代百姓の持高変化

No	名前	明和7	安永3
		石	石
1	助右衛門	15.092	4.329
2	源右衛門	7.637	1.189
3	平 助	13.672	6.274
4	六左衛門	8.487	2.729
5	左右衛門	0.000	—
6	浅右衛門	7.431	7.466
7	彦 平	9.695	4.195
8	磯右衛門	9.783	3.066
9	伝 六	1.372	1.372
10	十右衛門	10.999	11.999
11	惣 七	2.224	2.224
12	幸 助	3.748	1.461
13	長 四 郎	13.548	5.936
14	孫 十	2.033	2.033
15	弥 三 郎	3.279	3.736
16	清 七	0.442	0.442
17	源左衛門	0.559	—
18	佐平次	7.400	2.158
19	助三郎	6.507	4.261

と思われる。

概略17世紀半ばころの構成をみてきたが、中入村明和騒動は、農民たちのいかなる層が、どのような問題をかかえて動いたのであろうか。その性格づけをよりはっきりさせるため、ここでは各自の持高やその階層性などについて検討していくことにしたい。

第5表は、郡役所の取調べが最終段階に入り処罰内容が申し渡された明和9年段階の、騒動の主謀者だけを再度まとめてみたものである。すでに述べたように、彼ら惣代百姓は五人組頭層であり、その持高から上層に位置していたことが示されている。村外分の持高も加えると、取次組頭十三郎（この時点で処罰はないので表中からは省略）は24.949石で最高の所持高であった。発頭人とされた助右衛門が15.092石、以下平助13.672石、長四郎13.582石、徳運寺12.090石などがつづいており、庄屋戸右衛門は11.008石で村内8位の持高であった。戸右衛門は、この時点では他の上層百姓と同じ位であり、特別に大高所持者ではなかった。

つぎに、惣代百姓にかぎって騒動を経過して持高がどのように変化したかを検討するために、明和7年

（1770）と安永3年（1774）の持高を示してみよう。第6表に示したように、騒動を経過することによって少なくとも10人は持高が減少している。さきに示した第5表と関連させてみれば、減少した部分が他村分であったことがわかる。自村内で新規の開発が不可能で、ようやく村外に土地集積を始めた村落上層は、この騒動で「徒党」を企てたという罪名を受けることにより、他村における農地経営が頓挫し、それまで集積したのも手放さねばならなかったのである。そして自村内における所持高はほとんど旧来通りであった⁽¹⁰⁾。

以上、明和7年の騒動時点に焦点をあてて検討してきたが、つぎに時期を拡げて中入村の近世前期からの階層分布の変化とかかわらせた検討を試みよう。第7表は、中入村の持高帳30冊以上の中から、天和4年（1684）から安永3年（1774）までの10冊分の階層分布状態を調べたものである。天和4年以前、安永3年以後の個々の百姓の持高がわかる史料がないので、検討する時期をこの90年間に限定せざるを得ないのであるが、また残存する年度が一定せず年数が大きくとんでいたりして、宗門人別改帳など相補いあう記録も見つからないので、子孫が名前を変えた場合には個々の家の系譜、変化をたどることができなくなる点が残念であるが、つながりがついた騒動関係者についてはのちにふれよう。

戸数からみると、中入村では17世紀後半から一貫して増加している。とくに18世紀前半の享保～元文期の戸数増加は著しい。とはいえこの間に持高の増加を示す者はほとんどなかったのであり、戸数増の中味は2石以下層であって、村落はしだいに2石以下層の滞留現象をひきおこしていたのである。この時点での商品生産の展開について立ち入ることはできないので、この戸数増が可能であった理由を詳かにできないが、この戸数—人口増と明和段階に

第7表 山家組中入村・階層表

	天和4 (1684)	貞享3 (1686)	元禄10 (1697)	宝永3 (1706)	享保10 (1725)	元文5 (1740)	寛保2 (1742)	明和7 (1770)	明和9 (1772)	安永3 (1774)
石 石 25~ 20~25	1	1		1				1		
15~20	3	2	1	0				1	1	
12~15	4	6	1	3	1		1	5(1)	0	
10~12	3	1	4	0	4	3	1	4(2)	2	2
7~10	5	6	6	6	3	2	2	7(1)	3	3
5~7	11	9	18	16	5	6	4	9(9)	8	8
3~5	16	16	14	21	29	19	24	24(16)	17	18
2~3	8	9	18	15	28	41	37	25(32)	31	33
1~3	9	8	12	16	24	37	42	41(52)	56	55
0~1	10	11	15	25	35	61	64	54(58)	58	61
無 高 不 明	0 1	0 0	0 0	0 0	0 1	0 0	1 0	0(0) 0(0)	0 0	0 0
計	71	69	89	103	130	169	176	171	176	180
持高計	石 360.0	石 360.0	石 360.0	石 361.2	石 353.6	石 348.2	石 348.2	石 341.2	石 347.9	石 347.9

〔史料〕 * 天和4, 貞享3, 元禄10, 宝永3, 享保10は、「山家組中入村惣持高帳」

** 天文5, 寛保2, 明和7, 明和9, 安永3は、「山家組中入村惣百姓高寄帳」(ともに大島為昌家文書より)

*** 明和7年の()内は, 村内のみの持高の場合を示す。

明らかであった松本平野部農村への進出とは, 何らかの関連性があったように思われる。

明和7年の階層分布は, 171戸のうちの大部分が下層で貧農層にあたる。5石以下が92.4%, 2石以下層で64.3%の割合を占めており, この状態は安永3年へとつづく。残念ながら先にのべたように安永以後については史料を欠くので分析できない。明和7年の()内は, 村外分を除いた自村内だけの持高分布を示したものである。()内の階層分布は, 明和9年, 安永3年とはほぼ同じで, この傾向はつづきそうである。

この節のさいごに, 個別に持高の変化を追うことのできる数軒について立ち入っておきたい。

発頭人とみなされた助右衛門・源右衛門・平助・六左衛門は, 共通して明和7年の持高が急増している。助右衛門は林・上金井村に, 源右衛門は上金井村に, 平助は兎川寺・薄町村に, 六左衛門は林村にというように, それぞれ隣接する他村において持高を増やしたからである。同様に騒動時に惣代百姓となった者で急増している例は, 長四郎が北小松・薄町村, 彦平が湯原村, 佐平次が薄町・南方村, 磯右衛門が南方村, 助三郎が林・北入村, 幸助が惣社村, というように多い⁽¹¹⁾。この村外の土地集積の増加については, いつ頃から何を原因としているのか, どのように増加したかなど未解決な点が多く決定的なことはわからないのであるが, 惣代百姓と取次組頭とくに十三郎が村外での土地集積に積極的であったことは明らかである。

第8表 明和騒動関係者の持高変化

年次	名前	助右衛門	源右衛門	平助	六左衛門	久左衛門	十三郎	戸右衛門
		石合	石合	石合	石合	石合	石合	石合
天和4(1684)	?	?	12.610	?	?	3.648	12.262	18.165
貞享3(1686)	?	?	12.610	?	?	3.648	13.494	14.568
元禄10(1697)	?	?	10.727	?	?	4.513	5.937	14.773
宝永3(1706)	?	?	12.897	?	?	3.617	5.800	9.771
享保10(1725)	4.836	0.604	8.379	?	?	?	1.653	8.153
元文5(1740)	4.959	0.604	9.761	2.034	?	?	2.300	11.499
寛保2(1742)	4.959	0.795	9.761	2.034	?	?	2.300	11.499
明和7(1770)	15.092	7.637	13.672	8.487	8.349	8.349	24.949	11.008
明和9(1772)	4.329	1.189	6.274	2.988	5.827	5.827	15.253	11.008
安永3(1774)	4.329	1.189	6.274	2.729	5.596	5.596	10.960	11.008

取次組頭の久左衛門はもともと北入村の者で、中入村に移住してから確実に持高を増やしつづけた。この久左衛門の「家内」百姓に発頭人の一人とされた左右衛門がいた。また十三郎は、はじめ10石をこえていたが、元禄～宝永期に5石代へ、さらに享保～寛保期には1～2石まで持高を減らした。それが明和期になると一転して同村内だけでも13石をこえ、惣社村にも10石以上を持つようになって、明和7年の合計持高は25石に届かんばかりであった。

他方庄屋の戸右衛門家は、代々戸右衛門を名のっているので慶長年間からの持高がわかる。慶長19年(1614)「入山家惣百姓持高帳⁽¹²⁾」によると、戸右衛門の持高は82.227石であり慶安4年の検地帳では全部で26筆1町2反1歩をそれぞれ石高に換算した合計は19.159石となる。以後宝永～享保期に10石を割りこむが、その後回復し、「惣百姓持高帳」によるかぎり戸右衛門が他の上層百姓と異なる点は、村外に土地集積をしなかった点である。この相違はどこに原因があるのか、村内下層民とのかかわりのちがいがいから来るのか、など今後解明すべき点は多い。

5. 騒動の結末

中入村明和騒動は、安永2年(1773)5月に一切の処分が終った。五人組頭のうち入牢した源右衛門と平助は、明和9年(安永元年)3月12日、5月10日と相ついで牢内で病死した。また浅右衛門は、安永2年2月18日に中入村において病死しており、事件の最終的な結末をみないうちに、少なくとも3人の百姓が落命していた。

明和9年9月18日、松本藩の郡役所は、立会人3人と庄屋・組頭の計5人を呼び出して白砂(白洲)において尋問する。庄屋側では亀右衛門が「諸事行届不申候=付如何様=御咎仰付御座候共申分無御座候」と申し上げると「尤之儀」とするだけで何の処分も言い渡されなかった。一方百姓側に対しては、対立する亀右衛門の言い分を採用したので、寄普請・扶持糶・萩代・ありき給など、吟味すると申し立てるほどのことではないとし、「不届至極、役人指図無之処へ持寄候儀不埒致方、已後如何様成事共仕候へ者差許不申」とし、「追而書付印形調可申」と言い渡された。^(共)

この記録者が亀右衛門であることを割り引いても、松本藩側のこの騒動に対する対応が、

百姓の独自の結集という徒党にあたと判断した行動をきびしく取り締る方向にあったことがわかる。藩のきびしい対応の前に、助右衛門はじめ百姓たちは、12月17日に「廿四ヶ条申開無之=付、如何様御咎メ蒙候共申分無之印形仕」り差し出すとし、同じ日に再び助右衛門たちは、願い出るまでもないことで「一統」(徒党)したことは「御上をも不恐御定法趣相背」く行いであったので、「如何様之御咎メ・御仕置被仰付候共申分無御座候」とする口書を取られている。

翌安永2年5月21日、しばらく期間があったが、百姓たちは改めて判頭(五人組頭)連名による請書を郡役所へ提出した。その内容は、山手大豆の残り分、御蔵給扱や萩代・暮小役銭の使途などは細かな指示通りとすること、定免に改めて3か年の不足分や茂助屋敷半軒役などは亀右衛門が負担すべきこと、秋葉権現社建替の作料(大工代)を亀右衛門が受け取る理由が立たないことなどが書かれ、最後の文面は次のようになっていた。

「マツ吾人立御願申上候而も相済候事=村方大勢徒党ケ間敷願小百姓同前之致方、殊更所々江寄あつまり相談仕候段御吟味被遊申開無御座候。依之急度御咎メ茂可被仰付之処、一統以御慈悲ヲ惣方戸メ被仰付奉承知候」

両方に「戸締」といういわば謹慎処分を言い渡しているが、頭取の助右衛門と左右衛門には「御城下拂・闕所」が示され、庄屋亀右衛門、組頭十三郎・久左衛門には「指入」が言い渡された。助右衛門と左右衛門は、早速に諏訪領筑摩郡神田村の自性院へ移された。同じ5月21日付で、すでに死亡した源右衛門と平助についてまた5月24日には浅右衛門について、それぞれの子源九郎と甚十、浅五郎が当事者の死去による免罪「御咎御免」を言い渡されて請書を出している。

なお、「闕所」となって中入村を追放された助右衛門と左右衛門の居屋敷と家財は、まず中入村預り庄屋である南方村弥源次に預けられた後に、田畑と家財は競売入札に付されることになった。5月28日、助右衛門の田畑4.329石は残らず代金2両12匁5分で新規独立百姓の磯五郎へ、同人の家財は代金3分1匁5分で同村久左衛門へ、左右衛門は無高ゆえに田畑は無く、家財は代金7匁1分で同村六右衛門へ落札され引き取られた。

この処分以前の5月26日、庄屋亀右衛門、組頭十三郎・久左衛門の「指入」が解かれ、同月28日には村方判頭層の「戸メ」が解かれている。

6. おわりに

騒動の処分が終った時点の安永2年10月に、中入村において新たに「村定」が結ばれた。まずその本文を示してみよう。

「 指出申村法一札之事

- (後)
- 1 享保年中 御上様より御慥約被仰候通、此度又々蔽敷御兼約被仰出候段被仰聞、一統承知仕候、段々猥り=相成着用致間舗上下其外衣服等迄不相応成物共着用仕候段不埒成事=被仰聞、已後者急度相慎可申候、
 - 1 先年より之惣村中人々成立之惣旧記御読為聞被下一統承知仕候、
 - 1 御念被入若又旧書付等所持仕候者茂有之候哉之段御尋被成候得共、何=而も証拠書付等村中=所持者一人も一切無御座候、

- 1 上下着用之儀者各一統斗，先年より之通外々之者ハ一切仕間敷候，
 1 若又上下無扱儀有之着用仕度時者各江御届ケ御差図之上着用可仕候，
 1 心得違ニ而上下着用仕候ハ、途中ニ而刷(剝)取被成候而茂一言之儀申間敷候，

右之段心得違仕候而 御上様江被仰上如何様御答メ被仰候共，御恨申上間敷候，此段子孫末々迄申為聞可置候，為後日村法一札指出置仍而如件，」

これは惣百姓の連名(権右衛門以下64人)で五人組頭16人宛に出され、その五人組頭から組頭十三郎・久左衛門と山廻り只左衛門宛に

「私共迄被仰上如何様之御答被仰付候共，各方江少度御恨申上間敷候，判頭之者相果候カ又ハ取替被成候節者，右之趣判下者勿論子孫迄申達置，不埒儀共一切為致間敷，万事相慎候様ニ可申付様，為其私共奥印仕差上申候，為後日一札如件，」

とする後文をつけて差し出し、組頭・山廻りの3人から庄屋亀右衛門宛に

「右之通私共立合逸々承知仕候処相違無御座候，以上，」

とする後文をつけて差し出している⁽¹³⁾。

この「村定」の趣旨は、村内の階層間に大変動があった享保年中からの村落秩序の動揺に対し、1) 儉約令とからめた形で「猥リニ」袴着用を禁止、2) 村の成り立ちの「惣旧記」による確認、3) 新規の袴着用は認めない、4) 「心得違」で袴着用の際は剝取るなど実力行使を辞さないなど、すべてが旧事の秩序を維持していくことの確認であった。

明和騒動が、結果的には松本藩が惣百姓側の要求を抑えこみ、庄屋の立場を支えて終息させることにした結果、この「村定」は百姓間の取り決めをとった庄屋の勝利宣言であったのである。それが「袴着用」問題に集約して出されたことを考えると、安永以後中入村の有力筋には家格意識がより鮮明に意識されていくことになったのではないと思われる。

さて、中入村明和騒動は今までほとんど知られてなかったことを配慮し、本稿には史料紹介の意味をこめて、重要史料と思われるものは全文かそれに近い形で記述してきた。とはいえ、明和騒動を描き切ったとはとうてい言えない。本稿は安永2年段階で一区切りをつけるが、関連する動きはこのまゝ終息したものとは思われない。なお騒動自体の解明をつづけなければならないが、その後の中入村の情勢がどのような展開をみせるのか、また基本的に村方騒動の性格をもつこの騒動が、このように松本藩が介在して重い処罰を結果していく当時の徒党禁令強化の情勢など、今後に残された究明すべき課題は多い。

註

- (1) 北沢文武『明和の大一揆』鳩の森書房、1973。なお1982年に、処罰者の名簿を加えた増補版が文化書房博文社より出された。
- (2) 藤森一良「近世における信州農民騒動の分析」『信濃』12-4、1960。
- (3) 「当村徒党日記」は1~4部115頁にわたり騒動を庄屋の側から大島亀右衛門が記録したものである。現在松本市史編纂室にも写真版が所蔵されている。
- (4) 「当村徒党日記」の最後に「当家前代未聞事ニ候へ者逸々書印子孫伝置、此書本家が持可置者也」としている。他見厳禁とは書いてないが、代々、庄屋家の本家筋の心得として書き残されたものであったため、また大島家がこの騒動で「惣百姓」から追突される立場であったため、公開

されないできたのであろう。事件の経過は、庄屋の側からの判断で書かれている点に注意して、事実過程を描いていくことにしたい。

- (5) 『長野県町村誌』南信篇 1936, p.142
- (6) 『同上書』p.150
- (7) 『同上書』p.150
- (8) 村の等級づけや石盛の決め方については、別に検討すべき重要な課題であるが、ここではこのように見通しだけをのべておくにとどめたい。
- (9) 村高429.814石から引き分を差し引いた高を「惣百姓持高帳」では持高としている。第7表に天和4年から安永3年の間の持高を付記しておいた。
- (10) 手放すことを余儀なくされた他村の土地が誰の手に、どのような原則で渡ったかはわからない。この点は重要なので今後の課題としておきたい。
- (11) 第5表の「持高・村外」の欄を参照。
- (12) 慶長19年「入山家惣百姓持高帳」(大島為昌家蔵)は、入山辺村分は17人にすぎず、ここに示されている石高は大家族一名田地主的所有を示すものであろう。
- (13) 大島為昌家文書、『長野県史・近世史料編』五(二)p.326-328に所収。

◇ ◇ ◇

〔付記〕 本稿をなすにあたって松本市史編さん室、とくに丸山康文氏に御尽力いただいた。この場をかりて御礼を申し上げます。